

監査委員		局長	書記	主査
				

受 総 第 8 8 号
平成25年8月22日



北栄町代表監査委員 前田 茂樹 様
北栄町監査委員 阪本 和俊 様

北栄町長 松本 昭夫



平成25年度第1回定期監査の結果について（回答）

平成25年7月11日付発監第8号で報告のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。



(別紙)

4 監査意見

風力発電事業に係る起債の繰り上げ償還について

再生可能エネルギーの固定買い取り制度の施行に伴い、平成24年11月分から適用になり、中国電力への売電収入が大幅に増大することとなった。風力発電特別会計（平成24年度末）の状況を見ると、基金残高351,008千円、起債残高（元金）944,200千円となっている。

今後、施設の更新を行うと仮定すると減価償却相当分の積立をしておく必要があり、これを考慮すると大幅な赤字状態といえる。また、施設の修繕状況をみると経年劣化のため、年々修繕費及び停止日数も増加しており、今までどおりの売電量の確保は見込めないものとする。

以上のことから、今回の売電収入の増収は特別会計の特性から、先ず起債の繰り上げ償還に充当するのが適当と考える。

(回答)

繰上償還について、株式会社鳥取銀行と協議を行ったところ承諾を頂くことができたので、今後想定される重大事故への対応や大規模修繕工事を考慮した最低限必要な額を残し、繰上償還を行うことを検討したい。